

島根県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定

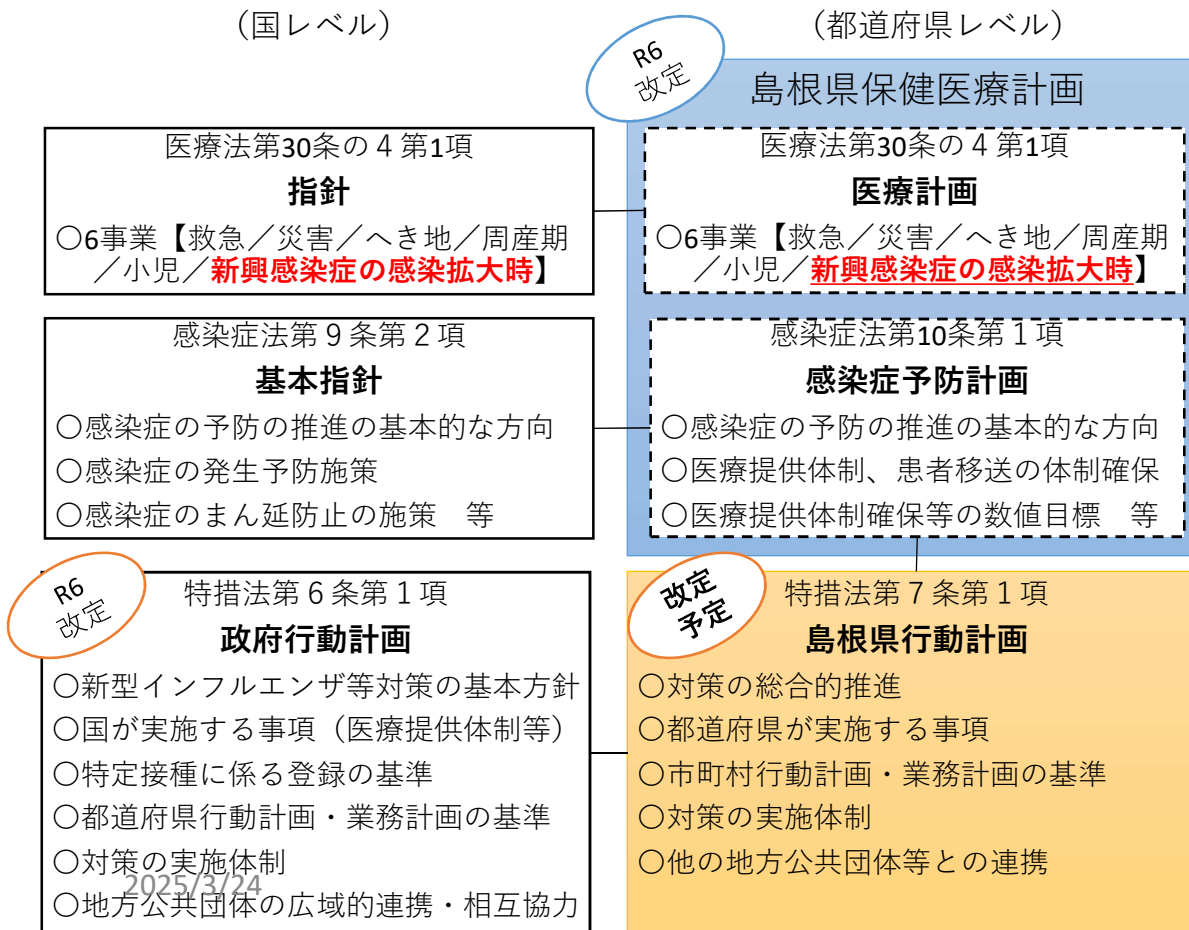
島根県健康福祉部健康福祉総務課

島根県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の概要

1 改定の経緯等

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法では、新型インフルエンザ等の発生に備えて、政府行動計画に基づき、県行動計画を策定することとされている。
- 新型コロナウイルス対応で明らかになった課題などに対応するため、政府行動計画が令和6年7月に全面改定されたことから、県行動計画についても改定を行う。
- 関係部局が所管する各関連マニュアルについても、必要な見直しを行う。

2 行動計画の法的位置づけと保健医療計画との整合性の確保



3 経過とスケジュール

令和6年10月 県議会常任委員会への報告
市町村に対する意見照会
11月 医療審議会（感染症部会）からの意見聴取

●主な意見等

- ・早期対応と情報共有が重要
- ・訓練により保健所の受援体制や外部委託する業務の確認を
- ・差別や偏見のリスクに対応する必要がある
- ・中核市である松江市との連携内容を明確に

12月 県議会常任委員会への報告

令和7年2月 医療審議会（感染症部会）において対応状況の報告等パブリックコメントの実施（期間：2/28～3/27）

3月 医療審議会への報告

5月 県行動計画の改定

6月 県議会常任委員会への報告

計画（案）に対する意見募集（パブリックコメント）

- 1 意見募集の対象 島根県新型インフルエンザ等対策行動計画（案）
（島根県のWEBページに掲載）
- 2 意見の募集期間 令和7年2月28日（金）から同年3月27日（木）まで
- 3 意見の提出方法 郵送・ファックス・電子メールのいずれか
 - ・ 郵送 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県防災部防災危機管理課あて
（令和7年3月27日到着分まで受付）
 - ・ ファックス 0852-22-5930
 - ・ 電子メール bosai-kikikanri@pref.shimane.lg.jp

島根県新型コロナウイルス等対策行動計画（案）の概要

第1部 新型コロナウイルス等対策特別措置法と県行動計画

第2部 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

第3部 新型コロナウイルス等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と県行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

- ・ 新興感染症等の発生のおそれや、感染症危機が広がりやすい状況であることを認識する必要

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- ・ 国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とし、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたもの

第3節 感染症危機管理の体制

- ・ 国が政府対策本部を設置したときには「島根県新型インフルエンザ等対策本部」を、健康福祉部内に「保健医療福祉調整本部」を設置し、医療提供体制等の構築、体制移行や対策の実行
- ・ 計画の策定や施策の実施にあたっては、医療審議会において関係者が一体となって議論

第2章 県行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 県行動計画の作成

- ・ 県行動計画は、対策の総合的な推進に関する事項や県が実施する措置等を示すとともに、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すもの

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

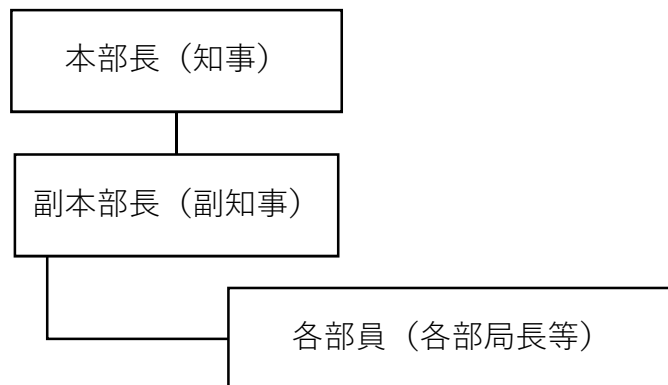
- ・ 状況に応じた医療体制の確保や自宅等での療養者への支援等により、感染拡大や医療ひっ迫を防ぐよう努めたが、対応にあたっては、病床や外来、感染防護具等の供給、保健所体制、医療と介護の連携など様々な課題が浮き彫り

第3節 県行動計画改定の目的

- ・ 平時からの体制作り、国民生活及び社会経済活動への影響の軽減及び基本的人権の尊重の3つの目標の実現
- ・ 本県においても新型コロナ対応を踏まえ、政府行動計画及び予防計画との整合を図ること

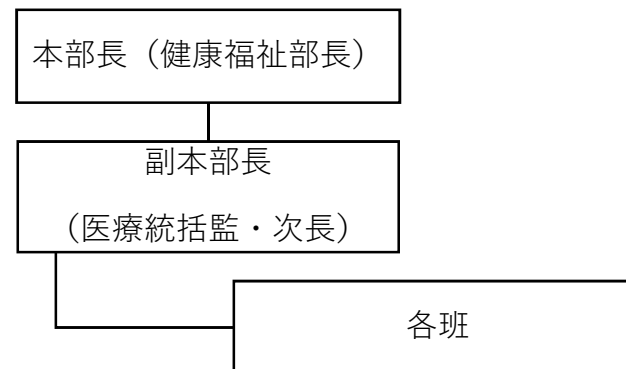
(参考) 新型インフルエンザ等対策の有事体制

島根県新型インフルエンザ等対策本部



部	事務分掌
政策企画局	広報の総括等
総務部	県業務の維持（職員の健康管理）の総括等
防災部	対策本部に関すること等
地域振興部	公共交通機関におけるまん延防止等
環境生活部	県内在住外国人への情報提供等
健康福祉部	医療提供体制の確保等
農林水産部	食料の確保のための支援等
商工労働部	生活関連物資の確保のための支援等
土木部	港湾・空港における水際対策等
出納部	出納機能の確保等
企業部	水道・電気の機能確保
病院部	県立病院における診療機能の確保
教育部	公立教育機関のまん延防止、教育対策等
公安部	医療活動等の支援等

保健医療福祉調整本部 (R6年8月に要綱を整備)



班	担当所属
総括班	健康福祉総務課
広報班	健康福祉総務課
健康相談班	健康推進課
情報集約班	薬事衛生課
検査班	保健環境科学研究所 薬事衛生課
調査班	薬事衛生課
外来・入院診療班	医療政策課
患者移送・搬送班	医療政策課
宿泊療養・ 自宅療養班	薬事衛生課 地域福祉課
ワクチン班	薬事衛生課
保健所等支援班	健康福祉総務課
医療支援班	医療政策課
福祉支援班	高齢者福祉課(代表) 地域福祉課 青少年家庭課 子ども子育て支援課 障がい福祉課

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

県、市町村及び指定（地方）公共団体は、政府の「新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針」を踏まえて、相互に協力連携し、対策を実施する。

政府の基本方針（主なもの）

1 平時の準備の充実

- 実効性のある訓練を定期的実施し、不断に点検・改善
- 感染症発生時の医療・検査の体制の立ち上げを迅速に行う体制を確保
- 国と地方公共団体、国立健康危機管理研究機構（JIHS）※と地方衛生研究所等との間の連携体制の構築
※統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設置予定

2 対策項目の拡充と横断的な視点

- 1 3の対策項目※を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて対策を実施すること
〔 ※①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資
⑬国民生活及び国民経済の安定確保 〕
- 5つの横断的視点※を設定
※人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

3 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切換え

- 新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を実施
- 状況の変化※に応じて、感染拡大と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切換え
※検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 ①

	準備期	初動期	対応期
①実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 国、市町村及び指定（地方）公共団体と連携し、情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施 医療審議会の意見を聞いて、予防計画を策定・変更 	<ul style="list-style-type: none"> 県対策本部・保健医療福祉調整本部の設置 人員体制の強化のため全庁的に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・リスク評価を踏まえ対策 必要に応じて総合調整・指示 営業時間の変更等の措置について医療審議会へ意見聴取
②情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集体制を整備 国、関係機関等と連携した訓練・体制確認 	<ul style="list-style-type: none"> リスク評価に基づく有事体制への移行と感染症対策の判断・実行 得られた情報や対策に関する関係機関等への共有 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対策の判断に際した、感染症・医療に関する包括的なリスク評価 得られた情報や対策に関する関係機関等への共有
③サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の発生動向等を把握する体制を確保 患者の発生動向や入院患者の発生動向等から流行状況を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始 県保健環境科学研究所において病原体を同定 	<ul style="list-style-type: none"> 感染動向等に応じたサーベイランスを実施 流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に対策を切换え
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 感染症に関する理解を深めるとともに、情報提供・共有の認知度や信頼度が向上するよう、各種媒体を利用した情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> コールセンター等を設置 偏見・差別等に関する相談窓口に関する情報をウェブサイト等で県民に周知 	<ul style="list-style-type: none"> 封じ込め対策やリスク評価に基づく対策の切换えに関し、県民へのわかりやすく説明
⑤水際対策	<ul style="list-style-type: none"> 国が実施する有事に備えた訓練への協力を通じ、国と連携 	<ul style="list-style-type: none"> 国から提供された情報をもとに、居宅等待機者等に対する健康監視を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 初動期における居宅等待機者等への健康監視について、必要に応じ、国に対し、協力を要請
⑥まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 有事にまん延防止対策を機動的に実施するため、県民・事業者の理解促進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 迅速なまん延防止対策（患者への入院勧告・措置や濃厚接触者への外出自粛要請等）実施のための準備 	<ul style="list-style-type: none"> 県民生活及び社会経済活動に与える影響等も考慮しながら、適切なまん延防止対策を講ずる
⑦ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発に係る人材育成及び活用 ワクチンの流通に係る体制の整備 接種体制の構築に必要な訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制を構築 医療関係者に対し協力を要請 	<ul style="list-style-type: none"> ワクチンの流通体制を構築 予防接種を実施 接種体制を継続的に整備

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 ②

	準備期	初動期	対応期
⑧医療	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関との協定を締結するなど医療体制を整備 研修や訓練を通じた人材の育成 医療審議会等を活用し、関係機関等との連携を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 相談・受診から入退院までの流れを早期整備する等、患者に適切な医療を提供する体制を確保 	<ul style="list-style-type: none"> 協定締結医療機関による医療提供体制を確保し、段階的に拡充 柔軟かつ機動的に体制を変更
⑨治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発に係る人材育成及び活用 抗インフルエンザウイルス薬について、計画的かつ安定的に備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> 治療に係る情報を収集し、医療機関、県民等に対して迅速に提供・共有 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合） 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、増産された治療薬を確保 治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合には、必要な患者に対して適時に公平な配分
⑩検査	<ul style="list-style-type: none"> 県や民間の検査体制を整備 訓練等による定期的な検査体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 検査実施能力の確保状況を確認 速やかに検査体制を立ち上げ 検体搬送体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて検査体制を拡充
⑪保健	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成や連携体制の構築等により保健所等の体制を整備 地域の専門職（保健師等）の人材バンク（IHEAT）の管理・研修 	<ul style="list-style-type: none"> IHEAT等の応援職員による有事体制へ迅速に移行するための準備 市町村等と連携し、住民に対する情報提供体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> IHEATに対する応援要請を行うなど、迅速に有事体制へ移行 地域の実情を踏まえ体制等を変更
⑫物資	<ul style="list-style-type: none"> 必要な物資の備蓄・定期的な確認 医療機関や社会福祉施設における物資の備蓄を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 必要な物資について医療機関の備蓄・配置状況を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して物資の確保を要請
⑬国民生活及び国民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関や内部での情報共有体制を整備 高齢者等に対する支援の実施にかかる仕組みを整備 指定（地方）公共機関が行う業務計画策定を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、事業者に対する健康管理の徹底等を要請 指定（地方）公共機関等は事業継続を準備 	<ul style="list-style-type: none"> 生活関連物資等の安定供給に関し、県民等及び事業者へ呼び掛け 市町村に対する要配慮者等への対応を要請